

# えいふく保育園 重要事項説明書

## 1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 えいふく福祉会
所 在 地	鹿児島県出水市下鯖町1520番地
電 話 番 号	0996-67-4051
代表者氏名	理事長 日置 達治
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

## 2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	えいふく保育園
施設の所在地	鹿児島県出水市下鯖町1520番地
連絡先	電話番号 0996-67-4051 FAX番号 0996-67-5166
施設長(管理者)	日 置 達 治
対象児童	児童福祉法及び子ども子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	0歳児 . . . 6名 1・2歳児 . . . 19名 3・4・5歳児 . . . 45名 計 70名
認可年月日	昭和53年3月31日

## 3. 事業の目的・運営方針

■目的 児童福祉法に基づき、保育所において入園児が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう、適正な保育園事業を行う。

### ■運営方針

- ・一人ひとりを大切に、工夫された保育と行持を通して豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・保護者の思いを受容し、適切な指導と援助を行い、また地域にも貢献する。

## 4. 当園における施設・設備の概要

### (1) 施 設

敷 地	敷地全体 園 庭	1, 8420㎡ 第1園庭 451㎡ 第2園庭 277㎡ 第3園庭 212㎡
園 舎	構 造 延べ面積	鉄筋コンクリート平屋建て 489.37㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室兼ほふく室	1	たんぽぽ組
ほふく室	1	ちゅうりっぷ組の一部
保育室	4	ちゅうりっぷ組・もも組・さくら組・ゆり組・ばら組
調理室	1	
医務室	1	
事務室	1	
調乳室	1	
沐浴室	1	
その他		トイレ・舞台等・調理室

5. 職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤
園長	1名	
主任保育士	1名	
保育士	9名	10名
看護師		
調理師	1名	
調理員		2名
事務員	1名	
計	13名	12名

※常勤職員は以下の時間帯のローテーションにより勤務時間帯は異なります。

- ・午前7時30分～午後5時00分（超過勤務含む）
- ・午前8時00分～午後5時30分（超過勤務含む）
- ・午後9時00分～午後6時30分（超過勤務含む）

※嘱託医

■内科、外科・・・ 医療法人博翠会 福元医院 福元 修 医師  
(出水市米ノ津町3-30 Tel 0996-67-3200)

■歯科・・・ 医療法人秀志会 しお歯科医院 塩山秀哉 医院長  
(出水市下鯖町1468-1 Tel 0996-67-8844)

6. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時30分～午後6時30分まで（11時間）
保育短時間の保育時間	午前8時30分～午後4時30分まで（8時間）
休園日	日曜日・祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日） 新年度準備期間（4月1日より2日間） 風水害等により園長が必要と認めた日

※保育標準時間認定に係る支給認定を出水市から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※保育短時間認定に係る支給認定を出水市から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※保育士研修、会議等により早めのお迎えを御願いすることがあります。

## 7. 保護者の負担について

- (1) 保育料 出水市が決定し、保護者へ通知されます。  
※3歳以上児は無償化の対象となります。
- (2) 実費徴収 保育料の他に保護者に負担頂くものとして以下のものがあります。
- ・誕生会及び園行事時に主食(お米)を月に1合程度。(3歳以上児)・クラスイベント時に実費が必要な場合があります。その際は、随時 お知らせ致します。
  - ・令和2年4月1日時点では、延長保育に係る費用は徴収しておりませんが、今後の情勢に応じて費用を頂くこともあります。
  - ・体操服上下(以上児)、スモッグ、カラー帽子、通園カバンが必要になりますので購入を御願います。但し、親戚や友人等から譲り受けられたり、園指定のものと似ている物でも構いません。
- (3) 2号認定子どもに係る副食費

- さくら組・ゆり組・ばら組園児(以下、以上児とする)の給食費代金は、月 4500円 とします。(令和元年10月分より)
- 給食費の内容は副食(おかず、おやつ)の材料費です。
- 主食(白ご飯)は、持参して頂きます。
- 月中途入退所の以上児は、4,500円×(在園日数/25日)とします。
- 「年収360万円未満相当の世帯の子ども」及び「所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども」は、副食費実費徴収免除対象者となり給食費が免除されます。
- 居住する市町が定める条例の規定により、徴収免除になることがあります。
- 月に連続10日間を超える長期入院等、園が予め子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、園長の判断のもと徴収額の減額等の対応をします。
- 園の行事、クラス行事等でお弁当をお願いすることがありますが、お弁当をつくって頂いたことによる減額は致しません。尚、園よりお弁当のお願いをするのは年間5回以内とします。
- 園児が給食を取らなかったことによる減額は行いません。また、年末年始等の休園日や、月ごとの祝祭日の日数等にかかわらず月4500円の給食費を徴収します。

### ■給食費の徴収方法■

- ◎当月分の給食費を当月20日までに納入して下さい。尚、20日が日曜、祝日の場合は翌開園日までとします。  
(ex.10月分は10月20日が日曜日なので21日までに、11月分は11月20日までに)
- ◎支払い方法は、園に持参して頂く現金払い、若しくは保育園口座への振り込みをお願いします。(現時点では自動引落には対応しておりません)
- ◎お振り込み下さる場合の手数料はご負担下さい。
- ◎園へ直接支払われる場合は、保護者から職員へ手渡しして下さい。かばんの中に入れておくなどはしないようにお願いします。
- ◎現金での支払いの場合は、領収書をお渡しいたします。

#### 【お振り込み口座】

銀行名 鹿児島銀行 米ノ津支店  
口座番号 普通 3025913  
口座名義 社会福祉法人えいふく福祉会 給食費

※事務軽減等のためお振り込みによる支払にご協力下さい。

- (4) 道具 ・園内で使用しますお道具（はさみ・ねんど・粘土板・粘土ペラ・のり・クレヨン等）は、入園時に各園児へ貸与致します。

## 8. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を中止いたします。

- ①利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ②児童の保護者が、児童福祉法又は子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 9. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育の取り組みを行います。

- ①外部指導者によるマーチング指導（3歳児～5歳児）
  - ・総合音楽研究所による年5回程度の指導
- ②外部指導者による体育指導（3歳～5歳児）
  - ・太陽スポーツクラブによる月2回（5歳児）又は月1回（3歳児、4歳児）の指導
- ③外部指導者による硬筆・習字の指導（4歳児～5歳児）
  - ・梅島書道教室講師による月2回の指導
- ④食事の提供
  - ・0歳児～2歳児は、主食、副食、1日2回のおやつ
  - ・3歳児～5歳児は、副食及び1日1回のおやつ
  - ※献立表は毎週土曜日に配布致します。
  - ※アレルギー等の心配がある場合には、医師の診断書（又は指示書）を園に提出してください。個別にご相談の上、当園で除去可能な物は、除去食・代替食で対応致します。
- ⑤お静座の時間
  - ・児童の年齢に応じて週1回程度（毎週月曜日）、5分～15分間のお静座の時間を行います。
- ⑥フッ素洗口
  - ・3歳以上児で、ぶくぶくうがい可能な園児には、保護者の許可を頂いた上で、フッ素洗口を週6回（月～土）昼食後に行います。

## 10. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

当園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下のとおりとし、苦情解決に努めて参ります・

- ◎解決責任者 園長 日置達治
- ◎受付担当者 主任 久保由紀子
- ◎第三者委員 百沢 正（67-3133）・麻生 多喜子（67-2493）

※苦情は面接、書面、電話などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。また、第三者委員に助言や立ち会いを求めることができます。

※当園では、このほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。また、年に一度、アンケートとして全保護者へ当園への要望・ご意見を求めています。

#### 11. 緊急時等における対応方法

お預かりしている園児にケガ・事故・容態の急変等があった場合には、保護者の緊急連絡先にお電話致します。但し、緊急度が高いと判断される場合には、救急車の要請を最優先致します。

◎園児の容態が明らかに悪い、または熱が38度を超える場合には連絡致しますので、お迎えを御願います。

◎園内でのケガ・事故が起こった場合、保護者に連絡後、園にて囑託医である東医院にて見てもらいます。(ケガの状態によっては、適切な病院へ変更)

◎その他、別途に定める危機管理マニュアルにより対応致します。

#### 12. 非常災害対策

◎施設・設備等の日常的な安全点検を行います。

- ・施設の耐震診断、耐震対策の実施
- ・ロッカー等の転倒防止、ガラス飛散防止対策
- ・消防設備、火気使用設備・器具の整備
- ・暖房設備・寝具類・カーテン等の防火安全製品・防災製品の使用
- ・毎月1回以上の避難・消火訓練の実施

◎火災や地震発生時、第一避難場所は園駐車場、第2避難場所は米ノ津東小学校です。

◎その他、別途に定める消防計画並びに地震等防災マニュアルにより対応致します。

#### 13. 虐待防止のための処置に関する事項

◎虐待防止のため、年に1回以上、職員に対して虐待防止研修を実施します。

#### 14. 利用者に対しての保険・賠償責任保険

◎当園では、以下の保険に加入しています。

【共済保険】日本スポーツ振興センター(全園児対象。園でケガをした場合、申請すれば治療費が支払われる)

【賠償責任保険】東京海上日動火災〔ゼンボ〕(園に法律上の損害賠償責任が発生した場合の補償)

# 重要事項同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面を配布し重要事項の説明を行いました。

えいふく保育園  
園長 日置達治

私は、えいふく保育園の利用に当たり、重要事項説明書を受取、説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

保護者住所

園児氏名

園児氏名

園児氏名

保護者氏名

印

園児から見た続柄